

長岡市監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき出資団体監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

平成29年12月1日

長岡市監査委員	金山宏行
同	北村敏雄
同	柴野寛
同	高野正義

1 監査の対象

公益財団法人 長岡市芸術文化振興財団

2 監査の範囲

平成28年度及び平成29年度出納その他の事務の執行状況

3 監査の期間

平成29年10月20日から10月30日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、会計帳簿・証拠書類の照合とともに、その他の事務の執行について必要と認める監査を実施しました。

5 監査の結果

適正に処理されていきました。